



福島労審発第5号
令和7年2月4日

福島労働局長
井口真嘉 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野美都子

福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年1月8日付け福島労発基0108第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。



令和7年2月4日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会
福島県横編ニット製造業
最低工賃専門部会
部会長 藤野 美都子

福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年1月8日、福島地方労働審議会において付託された福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

藤野 美都子

部会長代理

宇佐見 明 良

岡 部 貴 敏

家内労働者代表委員

菅 生 辰

成 田 威 文

諸 橋 誠 敏

委託者代表委員

大河内 康 子

佐 藤 卓 也

鈴 木 勉



別 紙

福島県横編ニット製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で横編ニット製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和7年5月1日



別表

福島県横編ニット製造業最低工賃

1 手動編機による編立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						金額
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
		長さ	種類					
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	789 円
		長そで						940 円
	丸首無地 カーディガン	半そで						937 円
		長そで						1,101 円

2 リンキングマシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格					作業部位	金額	
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	襟、肩、 そで及び わき	282 円
		長そで							312 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							446 円
		長そで							495 円

3 オーバーロックマシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格					作業部位	金額	
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	肩、そで わき及び そで口 (襟を除く)	92 円
		長そで							106 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							118 円
		長そで							131 円

4 手かがり(糸始末を含む)の業務

次の表の品目欄、2.54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		2.54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー 又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	167 円